

第 23 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 24 日（火）午前 9 時 31 分から 10 時 5 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎		
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか
	5 番	小山 幸良	6 番	中之藪 堅二郎
	7 番	寺内 秀昭	8 番	福 富久
	9 番	原 雅喜		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	小脇 尚武	ニ.	野里 一則
ホ.	雨田 俊哉	ヘ.	原田 晃生

4. 欠席委員

農業委員	1 0 番	上山 幸夫
------	-------	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	崎田 善昭	チ.	上妻 亜紀
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 15 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 才川 いずみ

農地振興係長
農地集積支援員

中峯 智恵美
牛野 学

総合農政課 農業政策推進担当補佐

日高 義文

7. 会議の概要

- 議長 長 ただ今から、第23回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 黒木りか委員、5番 小山幸良委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和7年度第15号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権2件を定めたいので、承認を求めるものです。
資料の3ページをご覧ください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
存続期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間で、すべて新規設定です。
資料は4ページ、内訳書です。
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は5ページに添付しております。
整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・73歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・71歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡でWCSを耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は6ページに添付しております。
賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たし

ているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：E、譲受人：F 外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

事務局 資料の7ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Fです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は10ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、福岡市博多区〇〇番××号 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目は田及び畑、地積は田が●●㎡、畑が●●㎡の2筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、9ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は15ページから添付しています。

以上の2件につきましては、6月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま

す。

農地部長

整理番号1番、担当委員は10番委員ですが、10日の現地調査に続き本日欠席しておりますので、代わりに6番農地部長に説明をお願いします。

譲渡人のEさんと譲受人のFさんは親戚関係ではありませんが、知人を介して紹介してもらったそうです。4月に5条申請がありましたが、その残地の申請になります。Eさんがもう農業を辞めるということでFさんに農地を譲り、Fさんについては、本人の農業開始によるものです。安納芋を作付けする予定です。

続けて整理番号2番を説明します。

譲渡人のGさんと譲受人のHさんは甥と伯父の関係でございます。甥から伯父への所有権移転です。申請地は以前からHさんが野菜を栽培しておりましたので、問題はないものと思います。

議長

以上で説明を終わります。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇地内 3筆を議題とします。

議長

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。

事務局。

事務局

資料の19ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないもので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、鹿児島県熊毛郡南種子町〇〇××番地I。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番の1筆で、地目は畑。地積は●●㎡。ほかに畑が1筆、田が1筆の3筆合計は●●㎡です。参考資料として非農地判断に係る現地調査の資料を添付しております。

利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、6月10日の現地調査において、会長、農地部

長、農地部員、事務局で現地確認をしております。

以上で議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。懇談に入ります。

懇談を解きます。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地の利用計画変更を議題とします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。

総合農政課 ○○農業政策推進担当補佐。

農業政策推進担当補佐 議案第4号について、ご説明いたします。資料26ページをお開きください。

議案第4号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料につきましては、27ページ以降をご覧ください。今回の変更は、農用地区域への編入の1件であります。申請者は、南種子町で、変更しようとする土地は、別紙の22筆であります。

編入面積は、22筆合計 ●●・●●アールであり、変更後の用途は、農用地・農業用施設用地であります。

詳細につきましては添付の資料をお目通し願ひします。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第23回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。